



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年6月3日火曜日 第2576号

◇ 目 次 ◇ 告 示

県税の収納事務の委託..... (税務課) ... 463
 土地改良事業の工事の完了..... (農地整備課) ... 463
 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(5件)..... (森林整備課) ... 464
 公共測量の実施の通知..... (道路維持課) ... 465
 公共測量の終了の通知(2件)..... (") ... 465
 指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正..... (会計課) ... 465
 開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 466
 土地改良区役員の就退任の届出..... (南予地方局農村整備課) ... 466

告 示

○愛媛県告示第713号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により、県税の収納の事務を次のとおり委託した。

平成26年6月3日

愛媛県知事 中村時広

受 託 者		委託した事務の範囲及び内容	委 託 期 間
名 称	主たる事務所の所在地		
株式会社いよぎんコンピュータサービス	愛媛県松山市高砂町二丁目2番5号	自動車税(普通徴収のものに限る。)に係る徴収金(以下「徴収金」という。)の収納事務の取りまとめ	平成26年4月1日から平成29年3月31日
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都千代田区鍛冶町一丁目8番3号	同上	同上
国分グローサースチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号	直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務	同上
株式会社ココストア	愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号	同上	同上
株式会社ココストアイスト	茨城県土浦市小松二丁目13番1号	同上	同上
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	同上	同上
株式会社スリーエフ	神奈川県横浜市中区日本大通17番地	同上	同上
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地	同上	同上
株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町900番地	同上	同上
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	同上	同上
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	同上	同上
株式会社ポブラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	同上	同上
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町1丁目1番地	同上	同上
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同上	同上
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号	同上	同上

○愛媛県告示第714号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成26年6月3日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	今治西部地区	平成25年3月15日

○愛媛県告示第715号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年6月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
大洲市肱川町大谷1542の2、1573の1から1573の3まで、1573の7
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
変更しない。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
大洲市肱川町山鳥坂5215から5219まで、5221から5235まで、5244、5257、5258、5621、5624、5627から5629まで、5632、肱川町中津1443の1、肱川町中居谷926の1、931、肱川町名荷谷1669、1671、1672の1、1678、肱川町大谷805、916、917、918の1から918の4まで、919、929、930、931の1、931の2、932、933、934の1から934の3まで、935、937、938、1415、1416、1418、1440から1443まで、1444の1、1447の1、肱川町宇和川4088、河辺町山鳥坂433の1から433の5まで、河辺町川上1116、1138から1141まで、1147、1148、喜多郡内子町本川765、766、1358、1359、1368から1370まで、立石2115の1、2119から2121まで、2127、2128の1、2128の2、2129から2131まで、2133から2150まで、2151の1、2151の2、2153、2157、2158、2215、2809、2856、2862、臼杵3486の1、3491の1、3498から3504まで、3511の2、3512、3513の1から3513の4まで、3514、3515の1、3516の1、上川1923、1926、2663から2665まで、2666の1、2666の2、2685、3016、3017、3039から3041まで、3049、4438から4440まで、4444、4445、4445の2、4492、4494、中川2288、2290、2291、2293、2292の1、2294の1、3310、3311、3315の2
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
変更しない。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第716号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年6月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
昭和61年6月5日農林水産省告示第852号（二に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第717号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年6月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
昭和61年6月2日農林水産省告示第821号（二に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第718号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年6月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
昭和58年5月9日農林水産省告示第614号（九に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第719号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年 6 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

昭和57年10月23日農林水産省告示第1681号(四に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第720号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 6 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量(レベル2,500地形図作成)
- 2 作業期間 平成26年 6 月 9 日から
平成27年 3 月31日まで
- 3 作業地域 南宇和郡愛南町内一部地域

○愛媛県告示第721号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 6 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量(レベル1,000地形図作成)
- 2 作業期間 平成25年 5 月15日から
平成26年 3 月31日まで
- 3 作業地域 南宇和郡愛南町内一部地域

○愛媛県告示第722号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 6 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量(規成図数値化)
- 2 作業期間 平成25年11月 8 日から
平成26年 2 月28日まで
- 3 作業地域 松山市域

○愛媛県告示第723号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等(昭和48年 9 月愛媛県告示第822号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成26年 6 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
一・二 省略 三 収納代理金融機関の名称、位置等 (一) 名称及び位置 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)~(6) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) 株式会社みずほ銀行</td> <td style="text-decoration: underline;">東京都千代田区大手町一丁目5番5号</td> </tr> <tr> <td>(8)~(19) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (二) 省略	名 称	位 置	(1)~(6) 省略		(7) 株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	(8)~(19) 省略		一・二 省略 三 収納代理金融機関の名称、位置等 (一) 名称及び位置 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)~(6) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) 株式会社みずほ銀行</td> <td style="text-decoration: underline;">東京都千代田区丸の内一丁目3番3号</td> </tr> <tr> <td>(8)~(19) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (二) 省略	名 称	位 置	(1)~(6) 省略		(7) 株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	(8)~(19) 省略	
名 称	位 置																
(1)~(6) 省略																	
(7) 株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号																
(8)~(19) 省略																	
名 称	位 置																
(1)~(6) 省略																	
(7) 株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号																
(8)~(19) 省略																	

○愛媛県告示第724号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年6月3日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
26中局建（開）第5号 平成26年5月22日	東温市志津川字片山甲10番1、甲11番1	松山市東石井六丁目3番34号 シャームゾン東石井102号 水 田 宗 良

○愛媛県告示第725号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大久保山土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成26年6月3日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	浅 岡 洋 司	南宇和郡愛南町緑乙2592